

第 87 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立点字図書館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立点字図書館

2 指定管理者

神戸市中央区磯上通3丁目1番32号

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

理事長 玉田 敏郎

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸市立点字図書館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立点字図書館の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立点字図書館

2. 指定管理者

神戸市中央区磯上通3丁目1-32
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
代表者 理事長 玉田 敏郎

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和2～7年度 限度額：313,000千円

5. 3年度予定額

62,480千円（2年度指定管理料 59,542千円）

6. 選定までのスケジュール

令和2年6月29日～7月10日	応募要領配布
令和2年7月16日	現地見学会
令和2年7月20日～7月22日	質問受付
令和2年8月25日～8月31日	提案書類受付
令和2年9月18日	選定評価委員会

7. 選定理由

1団体の応募があり、応募団体の実績、事業計画、運営体制、収支計画等を総合的に評価した結果、指定管理者としての業務遂行能力を有するものとして、引き続き現行の指定管理者を選定する。

8. 主な提案内容

- ・点字図書、録音図書、テキストデイジー図書の製作・貸し出しの実施
- ・読み書きサービス、対面朗読サービスの実施
- ・中途失明者への点字指導の実施
- ・点訳及び音訳ボランティアの養成
- ・視覚障害者向け福祉機器講習会の実施
- ・福祉体験事業の実施

9. 評価項目・評価結果

評価項目	配点	候補者
1. 応募者の概要 ・団体運営における理念・方針 ・安定した経営基盤を有しているか ・同種・類似施設の運営実績 ・申請者は市内企業か ・市内企業等の積極的な活用等、地域経済の活性化への提案があるか ・コンプライアンスの推進、情報セキュリティへの配慮、環境マネジメントシステムの取得などの環境配慮 ・障害者雇用への取り組み、障害者就労施設等からの物品・役務の調達	25	19
2. 事業計画 ・管理運営の基本方針の明確性、適切性 ・運営計画の適切性、市施策との整合性 ・サービス向上を実現するための提案と実現可能性	30	20
3. 運営体制 ・事業を円滑に実施するために必要な人員配置・体制が構築されているか ・相当の知識及び経験を有する者を確保し、従事させることができる人員配置及び体制 ・障害者差別を解消するための措置、施設における障害者雇用への配慮、その他ユニバーサル社会実現への配慮 ・利用者満足度や苦情等の把握と処理の方法の適切性 ・ボランティア育成、ボランティアを活用した運営	30	26
4. 収支計画 ・必要な経費が計上されているか、また経費削減の努力がなされているか、実現可能性があるか	15	10
合計	100	75

10. 応募団体

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条の規定に基づく視聴覚障害者情報提供施設として、主として視覚障害者への情報提供を行い、視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 所在地

神戸市中央区橘通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター2階

(3) 開設時期

昭和44年11月

(4) 規模構造

鉄筋コンクリート造 5階建ての2階の一部
延床面積 675 m²

(5) 施設内容

事務室、書庫（点字図書及び録音図書）、発送整理室、録音室、録音図書編集室、資料調査室、コンピュータ室、利用者コーナー、リーディングルーム、ボランティアルーム 等

(6) 使用時間・休館日

①開館時間

午前9時から午後5時まで

②休館日

土曜日、日曜日及び国民の祝日

年末年始（12月28日～1月4日）

点字刊行物の整理等に要する日その他管理運営上特に必要があると認めるとき

※指定管理者が管理運営上特に必要であると認めるときは、変更可能。

(7) 利用状況

令和元年度

○利用人数 22,124人